



令和6年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	R7.1.20	R7.1.29	(1) 29産労観振第631号 (2) 30産労観振第865号 (3) 31産労観振第804号 (4) 04産労観振第722号				1												(1) 5年保存の文書であるため、令和4年度末に保存期限が終了したことから、廃棄済みであり、保有していないため、存在しない。 (2) 5年保存の文書であるため、令和5年度末に保存期限が終了したことから、廃棄済みであり、保有していないため、存在しない。 (3) 3年保存の文書であるため、令和4年度末に保存期限が終了したことから、廃棄済みであり、保有していないため、存在しない。 (4) 1年保存の文書であるため、令和5年度末に保存期限が終了したことから、廃棄済みであり、保有していないため、存在しない。	産業労働局観光部振興課